

軽自動車・自動車の変更手続はお済みですか？

他人に譲る、廃棄するなどして、現在所有していないバイクはありませんか。また、新しく購入したり買い替えたりしたのに、まだ登録等の手続をしていない農耕用作業車はありませんか。

軽自動車税・自動車税は、その年の4月1日現在の名義人に課税されます。

車両の登録・廃車・名義変更等は、車両の種類別に以下の窓口での手続となります。

車両の種類	登録・変更・廃車手続きの窓口
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（農耕用作業車等）	佐渡市役所 税務課 ☎63-5110 または、各支所・行政サービスセンター税務窓口
二輪の軽自動車（125cc超 250cc以下）	全国軽自動車協会連合会 新潟県事務取扱所 （新潟市東区紫竹卸新町 1927 番地 16） ☎025-275-5704
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 （新潟市東区紫竹卸新町 1927 番地 12） ☎025-275-5845
二輪の小型自動車（250cc超）・普通自動車	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 （新潟市中央区東出来島 14 番 26 号） ☎050-5540-2040

- 公道を走行しない（工場内や田畑でしか使用しない）車両でも、課税されます。
- 現在使用していない車両でも、所有していれば課税されます。
- 例年、廃車・名義変更等の手続が済んでいないことによるトラブルが多く発生しています。手続をしていないと、継続して税金がかかります。手続を業者に代行してもらうときは、手続が完了したかどうかを代行業者に確認してください。また、解体業者へ車両の解体を依頼したときは、忘れずにそれぞれの窓口で廃車の手続をしてください。
- 住所が変わったら「変更登録」を行わないと納税通知書が届かない場合があります。
- 身体障がい者等の減免において、4月1日現在、必要な条件が満たされていないと減免を受けられません。

お問い合わせ

- 軽自動車税に関すること 市役所税務課 市民税係（本庁舎1階） ☎63-5110
- 自動車税に関すること 佐渡地域振興局県税部収税課（相川二丁目浜町20-1） ☎74-3310

平成26年度から個人市・県民税の均等割が引き上げになります

市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

東日本大震災を受け、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災事業の財源を確保するために制定された地方税の臨時特例法で、個人市民税および県民税の均等割の標準税率を平成26年度から10年間に限り引き上げることとされました。

このことを受け、佐渡市および新潟県においても防災のための施策の財源を確保するため、臨時の措置として、平成26年度から平成35年度までの間において個人市民税および県民税の均等割が引き上げになります。

均等割の税率

	現行（平成25年度まで）	改正後（平成26年度から平成35年度）
個人市民税	3,000円	3,500円
個人県民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

※個人市・県民税が非課税の方は、引き上げによる影響はありません。

用途について

佐渡市では、市民税均等割の引き上げによる増収分については、佐渡市の安心安全対策として整備した緊急情報伝達システム事業の整備費償還金の財源として活用させていただきます。

